

重要事項の説明書

令和 7 年 4 月 10 日
学校法人釧路カトリック学園
柏林台カトリック幼稚園
園長 佐 藤 香

(施設の名称等)

第1条 釧路カトリック学園が設置する幼稚園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 柏林台カトリック幼稚園
- (2) 所在地 帯広市柏林台中町1丁目6番地
☎0155-34-4557

(施設の目的)

第2条 柏林台カトリック幼稚園(以下「当園」という。)は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども(以下「利用子ども」という。)に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当園は、学校教育法第77条及び第78条に従い、キリスト教の教えに基づいて幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする。

2 当園は、キリスト教の精神に基づいて、園児が日々の生活の中で人々を愛し、生かされている喜びを感じ、困難に打ち勝つ強い心と良心の声に従うことによって、心身の健全な育成をはかる。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園の教育課程及び教育週数は、幼稚園教育要領に従い園長が定める。

2 当園は、保育内容として次の諸項を実施する。

教育内容は、園児指導・健康・人間関係・環境・言語・表現等である。

(職員の職種、員数及び職務の内容及び勤務体制)

第5条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容勤務体制は次のとおりとする。【 】～勤務体制

- (1) 園長 1人【8:30～17:00】
園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。
- (2) 主任 1人【8:30～17:00】
主任は、園の運営や現場のリーダーとして、園長の補佐をする。
- (3) 教諭 5人以上【8:30～17:00ただし非常勤は別に定める】
教諭は、幼児の教育をつかさどる。
- (4) 事務職員(非常勤) 3人【勤務体制は別に定める】
事務職員は、事務に従事する。
- (5) 保育補助 5人以上【8:30～17:00ただし非常勤は別に定める】
保育補助は、幼児の教育の補助をつかさどる。
- (6) 用務員(バス運転) 2人 (常勤1人【7:30～15:30】、非常勤1人【7:30から16:00の間の4時間30分】)
用務員は、バスの運転と当園の雑務を行う。
- (7) 技術職員 3人以上【勤務体制は別に定める】
技術職員は、給食調理業務及び清掃業務を行う。
- (8) 園医 1人(非常勤1人)
園医:太田英寿 (おおた内科循環器クリニック:帯広市柏林台中町2丁目2-8)園医は、園児の健康診

断と健康維持、増進をはかる。

(9) 園歯科医 1人(非常勤1人)

園歯科医:竹重和郎 (たけしげ歯科医院:帯広市西17条北1丁目23-7)

園歯科医は、園児の歯、口の健康診断を行い、健康指導を行う。

(10) 薬剤師(非常勤1人)

園薬剤師:松本健春 (松本薬局:帯広市東6条南9丁目)

園薬剤師は、薬品類の管理、健康相談や保健指導、学校環境衛生の指導助言を行う。

(保育期)

第6条 1年の保育期は、4月1日から始まり翌年3月31日に終わり、次の3保育期に分ける。

(1)第1保育期 4月1日 から 7月31日 まで

(2)第2保育期 8月1日 から 12月31日 まで

(3)第3保育期 1月1日 から 3月31日 まで

(特定教育・保育を行う日)

第7条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1)日曜日及び土曜日

(2)国民の祝日

(3)夏季休業(7月23日から8月18日まで)

(4)冬季休業(12月23日から1月16日まで)

(5)春季休業(3月18日から)

ただし、休業期間はその年によって多少変動することがある。

(6)開園記念日(9月10日)

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当園は、特定教育・保育の提供を行う上で非常災害・その他急迫の事情があるとき、又は伝染病予防上必要があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第8条 特定教育・保育を提供する時間は、午前9時から午後1時30分とする。

2 当園は、利用子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、預かり保育を実施することとする。

(利用者負担その他の費用等)

第9条 当園は、別表1に掲げる実費を徴収する。

2 当園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表2に掲げる費用を徴収する。

(利用定員)

第10条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号	20人	20人	20人	60人

※3歳児に満3歳児を含む。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第11条 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

2 利用の申込みの受付優先順位は次の通りである。

- (1)在園児の弟妹
- (2)未就園児クラス「うさぎクラブ」のお子さん
- (3)卒園児関係者
- (4)申し込みを受けた順序

3 前項の選考方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第12条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

2 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1)子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
- (2)利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
- (3)市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4)その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第13条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第14条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第15条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第16条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第17条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けけるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。苦情の解決の方法については、必要に応じて設置者である学校法人釧路カトリック学園事務局と解決に向けて協議し、苦情解決に努める。また、直接、学園本部に相談していただく体制を整える。

苦情受付担当者	柏林台カトリック幼稚園園長 佐藤 香 ☎0155-34-4557 鉦路カトリック学園 事務局長 市村 均 ☎0154-24-5971
苦情解決責任者	柏林台カトリック幼稚園園長 佐藤 香

- 2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
3 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第18条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画
(2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
(3) 苦情の内容等の記録
(4) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

別表1(特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
給食提供に係る費用	食材料費を徴収	年額 24,000 円を12分割
行事費	遠足等に係る交通費や施設使用料	随時、実費を徴収
バス代	通園バスの利用者対象	年額 43,200 円を12分割
制服・制帽代	入園時に購入	11,000 円
アルバム代	卒園アルバム作成に係る費用	1冊 10,000 円
教材費	クレヨン、自由画帳、はさみ等の購入費用 (制作活動に使用するため)	新入園児 年少 9,340 円 年中 9,300 円 在園児年少 4,120 円 在園児年中 4,080 円 在園児年長 4,930 円
絵本代	園本の読み聞かせや絵本に触れさせること により、豊かな心を育むため	年少 5,760 円/年 年中 5,040 円/年 年長 5,400 円/年

※バス代金は、朝のみ、帰りのみの契約(半額)はできますが、朝のみ契約の場合、原則帰りの乗車はできません。帰りのみ契約も同様です。また、月の途中入園の場合(満三歳入園、転入)は、当月のみバス代金を減額します。

別表2

項目	金額
利用子どもの預かり保育に係る利用者負担	100円/30分

※ただし、夏季・冬季・春季休業中は、4時間以内を600円、4時間を超えると30分毎に100円とし、一日の上限の預かり金額を1,300円とする。